

一時保護ガイドライン項目（案）

I ガイドラインの目的

II 一時保護の目的と性格

1 一時保護の目的

2 一時保護の在り方

- (1) 一時保護の強行性
- (2) 一時保護の機能

3 子どもの権利保障

- (1) 権利保障
- (2) 権利制限
- (3) 被措置児童等虐待の防止について
- (4) 子ども同士の暴力等の防止
- (5) 苦情解決等の仕組みの導入
- (6) 特別な配慮が必要な子ども

4 援助・ケアの基本的事項

5 一時保護の手続

- (1) 一時保護の開始の手続
- (2) 一時保護の継続の手続
- (3) 一時保護の解除
- (4) 一時保護中の児童相談所長の権限
- (5) 子どもに関する面会、電話、文書等への対応
- (6) 一時保護した子どもの所持物の保管、返還等
- (7) その他留意事項

Ⅲ 一時保護所の運営

- 1 運営の基本的考え方
- 2 入所時の手続
- 3 子どもの観察
- 4 保護の内容
 - (1) 一時保護所における生活
 - (2) 生活指導
 - (3) レクリエーション
 - (4) 食事（間食を含む。）
 - (5) 健康管理
 - (6) 教育・学習指導
 - (7) 特別な配慮が必要な事項
- 5 安全対策
- 6 無断外出への対応
- 7 観察会議等
- 8 他の部門との連携

Ⅳ 委託一時保護

- 1 委託一時保護の考え方
- 2 委託一時保護の手続等
 - (1) 委託一時保護の手続
 - (2) 保護者等との面会交流

V 一時保護生活における子どもへのケア、アセスメント

1 一時保護時のケアの原則

2 一時保護が決まってから一時保護初期までのケア

- (1) 背景情報の収集
- (2) 一時保護された子どもの不安・怒り・悲しみを受け止める安心できるケア
- (3) 一時保護の理由や目的の説明
- (4) 先の見通しに関する説明

3 一時保護中のケア

- (1) 個別ケア
- (2) 家から分離された特別な環境であることへの配慮
- (3) 保護者・家族への感情、家族の情報、家族との面会等
- (4) エンパワメントにつながるケア
- (5) 子どもの被害の可能性を配慮したケア
- (6) ケアを通じたアセスメント
- (7) 子どもからの生育歴の聴取

4 特別な配慮が必要な子どものケア

- (1) 性被害を受けた子ども
- (2) 刑事告訴・告発を伴うときのケア
- (3) 重大事件触法少年

5 特別な状況へのケア

- (1) 他害
- (2) 性的問題への対応
- (3) 無断外出

6 一時保護解除時のケア

- (1) 家庭復帰ケースの場合
- (2) 里親や施設等に措置する場合
- (3) 情報などの引継ぎ